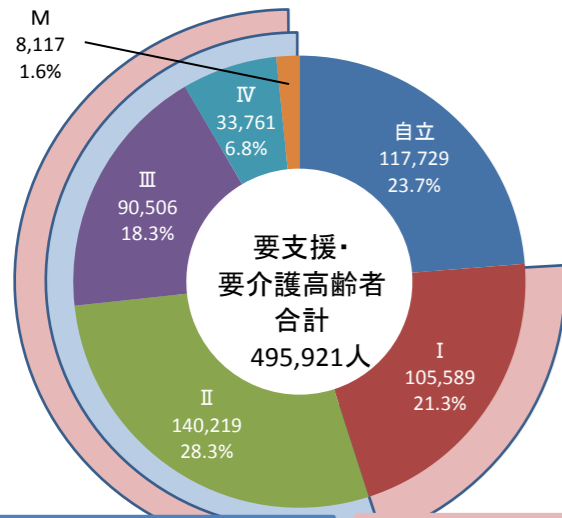


- 第6期高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）の策定のために、「在宅高齢者の実態調査」「介護保険居宅サービス事業者等運営状況調査」「サービス付き高齢者向け住宅実態調査」「高齢者の住まいに関する調査」などの調査を実施
- 認知症高齢者についても、都内62保険者（区市町村）に対し、平成25年11月1日時点で把握している要支援・要介護高齢者（495,921人）の「認知症高齢者の日常生活自立度」（※）の調査を実施

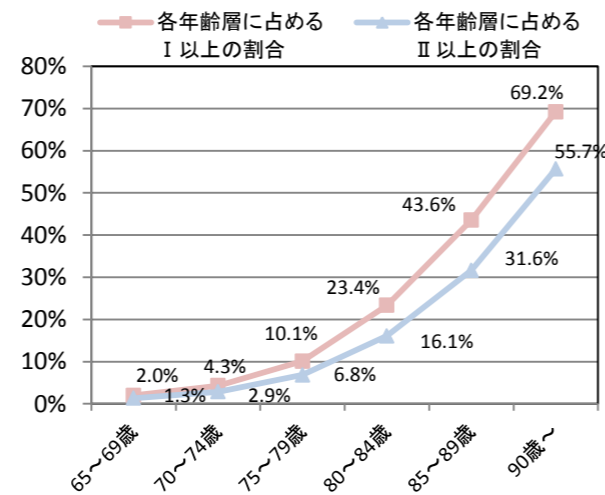
調査結果

認知症高齢者の日常生活自立度



○ 認知症生活自立度 II 以上の人数 : 272,603人
 ○ 要支援・要介護高齢者に占める割合 : 55.0%
 ○ 高齢者人口に占める割合※ : 9.9%

○ 認知症生活自立度 I 以上の人数 : 378,192人
 ○ 要支援・要介護高齢者に占める割合 : 76.3%
 ○ 高齢者人口に占める割合※ : 13.7%



年齢が上がると、認知症の割合が急増

※ 平成25年1月1日現在の高齢者人口 2,751,484人(総務局調べ)に占める割合

※参考※ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

自立度	日常生活自立度 I からMに該当しない(認知症を有さない)方
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。
II (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
III (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。

出典 : 厚生労働省通知 (平成21年9月30日 老老発0930第2)

推計方法

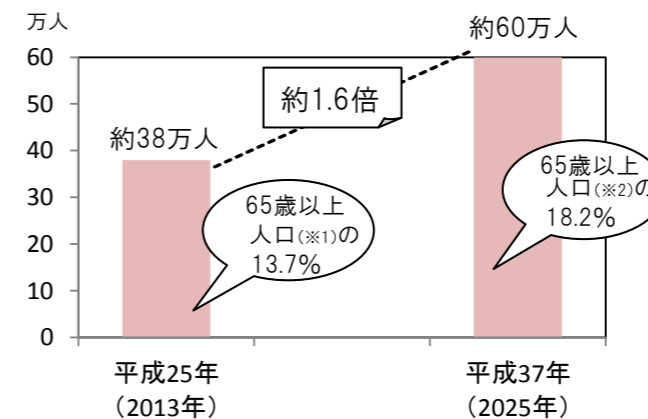
- 男女別・5歳区分別の人口及び認知症の割合により、精緻に推計

推計値

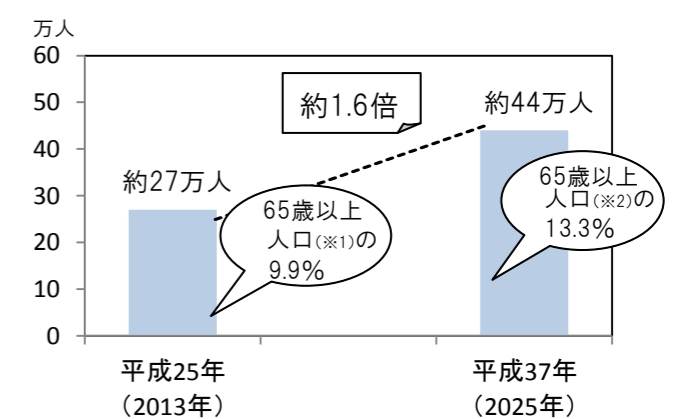
平成37年(2025年)の認知症高齢者数

何らかの認知症の症状がある高齢者 従来の推計 約52万人 → **新たな推計 約60万人**
 見守り又は支援の必要な認知症高齢者 従来の推計 約38万人 → **新たな推計 約44万人**

何らかの認知症の症状がある高齢者 (認知症日常生活自立度 I 以上)



見守り又は支援の必要な認知症高齢者 (認知症日常生活自立度 II 以上)



※1 平成25年1月1日現在の高齢者人口 2,751,484人(総務局調べ)

※2 平成37年10月1日時点の高齢者人口推計 3,322,479人(国立社会保障・人口問題研究所調べ)

これらの調査結果は、「東京都長期ビジョン（仮称）」や、第6期高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）に反映し、認知症施策の更なる充実を図る